

# OPTAGE Secure Gateway 利用規約

2026 年 6 月 1 日

株式会社オプテージ

## 第1章 総則

### 第1条 (利用規約)

株式会社オプテージ（以下、「当社」といいます。）は、この OPTAGE Secure Gateway 利用規約（以下、「本規約」といいます。）を定め、これにより契約者に OPTAGE Secure Gateway サービス（以下、「本サービス」といいます。）を提供します。

### 第2条 (定義)

本規約にて用いる用語は、それぞれ次の意味を有するものとします。

用語	用語の意味
契約者	本規約に同意の上、本サービスを利用する資格を有する法人などをいいます。
利用者	契約者の有する本サービスの利用資格に基づいて、本サービスの利用を契約者より許諾された者をいいます。
利用契約	法人などが本規約に同意することで当社との間で成立する本サービスに関する利用契約をいいます。
Fortinet 社	米国に本社を置くネットワークセキュリティ企業である Fortinet, Inc. をいいます。
FortiGate	本サービスの設備に採用している Fortinet 社が提供する次世代ファイアウォール (NGFW) のことをいいます。
ID など	本サービスを利用するために当社が契約者に対して付与する記号または番号をいいます。
消費税相当額	消費税法 (昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号) および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税法 (昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号) および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額をいいます。

### 第3条 (本規約の適用)

本規約は、本サービスの利用に関わる一切に適用されます。

- 2 当社が契約者または利用者に本サービスの当社ホームページ・ポータルサイトなどで通知する本サービスの説明、案内、利用上の注意などは、名目の如何にかかわらず本規約の一部を構成するものとします。
- 3 当社が別途定める個別規定および当社が随時、契約者または利用者に対して通知する追加規定は、本規約の一部を構成するものとし、本規約と個別規定（個別契約を含みます。）および追加規定の定めが異なる場合は、個別規定および追加規定が優先するものとします。

### 第4条 (本規約の変更)

当社は、契約者の承諾を得ることなく本規約を随時変更することができるものとします。この場合、料金およびその他の提供条件は、変更後の本規約によります。

- 2 当社は、前項の変更を行う場合、本規約を変更する旨および変更後の本規約の内容ならびに効力発生時期を、本サービスの当社ホームページ・ポータルサイトなどにおける掲載およびその他の適切な方法で契約者に対して周知します。

## 第5条（本サービス提供の終了）

当社は、次の各号に該当する場合は、本サービスの提供を終了することがあります。

- （1）本サービスを提供するための設備の劣化などにより、安定した提供ができない、またはできなくなるおそれがあると当社が判断したとき。
  - （2）経営上、技術上、または権利上の理由などにより本サービスが適正かつ正常な提供ができなくなり、本サービスの運営が事実上不可能になったとき。
  - （3）Fortinet 社の FortiGate、または本サービスの提供に必要な関連設備・サービスなどが提供終了となったとき。
  - （4）その他の理由で本サービスが提供できなくなったとき。
- 2 当社は、前項の定めにより本サービスを終了するときは、6カ月前までに、その理由、本サービスを終了する時期などを契約者に通知します。ただし、緊急の場合または事前の通知が合理的に不可能であった場合は、この限りではありません。
  - 3 前項の通知は、本サービスの当社ホームページ・ポータルサイトなどにおける掲載およびその他の適切な方法により行うものとし、本サービスの当社ホームページ・ポータルサイトなどに掲載する場合は、掲載後3カ月経過した時点で全ての契約者に通知したものとみなされるものとします。
  - 4 当社は、第2項に従って対応する限り、理由の如何を問わず、本サービスの終了により契約者が被った損害について、一切免責されるものとします。

## 第2章 本サービスの仕様

### 第6条（本サービスの仕様）

本サービスの仕様（提供内容、機能、運用条件およびその他の仕様を含みます。）は、別途定める「OPTAGE Secure Gateway サービス仕様書」のとおりとします。

- 2 当社は、本サービスの仕様または内容を予告なく変更することがあります。なお、当社が重要と判断する変更については、本サービスの当社ホームページ・ポータルサイトなどにおける掲載およびその他の適切な方法により、契約者へ事前に通知するものとします。

## 第3章 利用契約

### 第7条（利用契約の申込方法）

契約者が本サービス利用の申し込みをするときは、当社所定の申込書を提出するものとします。

### 第8条（利用契約の承諾）

当社は、本サービス利用の申し込みを受けた場合は、その諾否を判断し、契約者に結果を連絡します。

## 第9条（利用契約の成立）

当社が契約者からの本サービス利用の申し込みを承諾する場合は、契約者より提出された当社所定の申込書に記載されたサービス提供開始希望日にて、利用契約が成立するものとします。

- 2 当社は、前項の利用契約が成立する日までに、本サービスの利用に必要な初期設定および利用開始情報の通知などの提供準備を完了するものとします。ただし、当社の都合またはその他の事由により、サービス提供開始希望日までに本サービスの提供準備が完了しない場合は、契約者と協議のうえ、前項の利用契約が成立する日を変更するものとします。

## 第10条（利用契約を承諾しない場合）

当社は、契約者が本サービス利用の申し込みをしても、次の各号に該当する場合は、利用契約を承諾しないことがあります。なお、この場合、当社は、次の各号のいずれによるものかを契約者に開示しないものとします。

- （1）技術上、契約者の希望するサービスを提供することが極めて困難であると当社が判断したとき。
- （2）虚偽の内容により本サービス利用の申し込みをしたとき。
- （3）契約者の信用状況に問題があると当社が判断したとき。
- （4）契約者が、当社が別途定める当社のサービスを契約していないとき。
- （5）その他、当社が利用契約を締結できないと判断するとき。

## 第11条（最低利用期間）

本サービスの最低利用期間は1年とします。ただし、本サービスにおいて別途定めがある場合は、それに従うものとします。

- 2 契約者は、前項の最低利用期間内に本サービスの解約または解除があった場合、当社が定める期日までに残余の期間に対応する利用料金に相当する額を当社に支払うものとします。
- 3 第1項の最低利用期間内に本サービスで提供されるサービス品目の変更があった場合は、当社が定める期日までに契約変更前の利用料金から契約変更後の利用料金の額を控除し、残額に残余の期間を乗じて得た額を支払うものとする。なお、契約変更後の利用料金が契約変更前の利用料金より増額となる場合は、本項は適用しないものとします。

## 第12条（利用契約の変更）

契約者は、申し込みした利用契約の内容について、当社が定める方法により、変更申し込みをすることができます。

- 2 当社は、前項の変更申し込みがあったときは、第8条（利用契約の承諾）および第10条（利用契約を承諾しない場合）の定めに基づいて取り扱います。
- 3 契約者は、当社に届け出た情報（社名、住所、電話番号、メールアドレス、連絡先を含むがこれらに限られず、本条において「連絡先情報」といいます。）に変更が生じた場合は、速やかに当社に届け出るものとします。
- 4 当社が契約者に対して個別に行う一切の通知は、契約者から直近に届け出られた連絡先情報に基づ

いて行うものとします。この場合、当社は、当該通知が契約者に到達しなくとも、通常到達すべきときをもって当該通知が到達したものとみなすことができるものとします。

## 第4章 本サービスの利用

### 第13条（本サービスの利用）

当社は、第8条（利用契約の承諾）の定めにより利用契約の承諾をしたときは、契約者に対して、本サービスの利用および管理に使用するIDなどを付与するものとします。

- 2 契約者は、自己に付与されたIDなどの使用・管理に一切の責任を負うものとします。当該IDなどにより認証された本サービスの利用は、すべて契約者による利用とみなします。
- 3 契約者は、本サービスの利用に関わる費用の一切（設備・機器、ソフトウェアなどに要する費用、通信回線利用料を含みます。）を負担します。

### 第14条（本サービスの利用権限、責務）

契約者は、本サービスの利用資格を得た後に契約内容を変更する場合は、当社が別途指定する手続きに従うものとします。

- 2 契約者は、本規約に従って本サービスを利用するものとします。
- 3 契約者は、本サービスと同時に、またはこれに関連して本サービス以外の各種サービスを利用する場合であっても、かかるサービスに関する規約、契約、利用条件などにかかわらず、本サービスの利用に関しては、本規約の内容に従うものとします。
- 4 契約者は、自己の有する資格に基づいて本サービスを利用する利用者に対して、本規約において自己に課せられる義務と同等の義務を課し、これを遵守させるものとし、かつ、利用者の行為を自己のものとし、当社に対して、利用者による当該義務の違反に関して、当該利用者と連帯して責任を負うものとします。万一、利用者が当該義務に違反した場合、契約者は、自己の費用と責任において、当社の指示に従い、当該利用者による本サービスの利用を中止させ、かつ、再発防止に必要な措置を取るものとします。
- 5 契約者は、本規約にて明示的に定める場合を除き、自らまたは利用者が本サービスを通じて発信する情報、および自己または利用者による本サービスの利用につき一切の責任を負うものとし、他の契約者、第三者および当社に何等の迷惑を掛けず、かつ損害を与えないものとします。
- 6 本サービスの利用に関連して、契約者もしくは利用者が、他の契約者、第三者もしくは当社に対して損害を与えた場合、または契約者もしくは利用者と他の契約者もしくは第三者との間で紛争が生じた場合、当該契約者は自己の費用と責任でかかる損害を賠償またはかかる紛争を解決するものとし、当社に何等の迷惑を掛けず、かつ損害を与えないものとします。

### 第15条（契約者の義務と禁止事項）

契約者は、当社が本サービスの円滑な提供のために出す必要な指示に従うものとします。

- 2 契約者は、本サービスに用いる当社の設備（通信設備、通信回線、電子計算機、その他の機器およ

びソフトウェアをいい、以下、「本サービス設備」といいます。)に無権限でアクセスし、またはその利用もしくは運営に支障を与える行為(支障を与えるおそれのある行為を含みます。)をしないものとします。

- 3 契約者または利用者は、本サービス設備に対するリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブリなどをしないものとします。
- 4 契約者または利用者は、本サービスを利用して、不正アクセス、マルウェア配布、スパム送信、著作権侵害、DDoS 攻撃、ポートスキャン、脆弱性探索、その他のネットワーク攻撃またはこれらに類する行為をしないものとします。ただし、事前に当社の許可を得たうえで、ポートスキャン、脆弱性探索およびその他のセキュリティテストを実施する場合は、この限りではありません。
- 5 契約者または利用者が第1項の指示に従わない場合、または第2項から第4項に該当する行為を行ったと当社が判断した場合、当社は当該契約者に事前に通知することなく、当該契約者による本サービスの利用を一時的に制限することができるものとします。
- 6 当社が前項の措置を取ったことで、契約者が本サービスを利用できず、これにより損害が発生したとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 7 契約者は、有償、無償を問わず、利用者を除く第三者に対して本サービスの全てまたは一部を再提供(卸販売、再販売などを含みます。)しない、または利用させないものとします。

## 第16条 (利用目的)

契約者は、本サービスを自己の営業行為(前条第7項に該当する場合を除きます。)のために利用できるものとします。

## 第5章 利用の制限および中止、停止

### 第17条 (利用の制限および中止)

当社は、次の各号に該当する場合は、事前に契約者へ通知した上で、本サービス提供を制限または中止することがあります。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

- (1) 本サービスに用いる当社または当社が指定する第三者の設備(通信設備、通信回線、電子計算機、その他の機器およびソフトウェアをいいます。)の保守または工事が必要と当社が判断するとき。
- (2) 本サービスに用いる当社または当社が指定する第三者の設備(通信設備、通信回線、電子計算機、その他の機器およびソフトウェアをいいます。)に障害が発生したとき。
- (3) 当社の責に帰さない事由、または通常講ずべきセキュリティ対策では防止できない第三者からの攻撃・妨害・妨害通信など(DDoS 攻撃、ハッキング、ランサムウェア、ウイルスおよびその他の不正アクセスなどを含みます)によって、本サービスを正常に提供できなくなったとき。
- (4) 天変地異またはその他の非常事態が発生し、もしくは発生するおそれがあり、災害の予防、救援、通信、電力供給、秩序の維持、またはその他の公共の利益の確保のために当社が必要

と判断するとき。

(5) Fortinet 社の FortiGate もしくは本サービスの提供に必要となる関連設備・サービスなどの提供が終了もしくは停止され、または当社が FortiGate の利用を中止したとき。

(6) 公的機関から関係法令に則った手続きにより依頼されたとき。

2 本サービスの利用において、契約者または利用者が、本サービス設備に著しい支障を及ぼし、もしくは及ぼすおそれがある場合、当社は、本規約における契約者の利用を制限することがあります。

## 第 18 条 (利用停止)

当社は、次の各号に該当する場合は、当社が適当と判断する期間、本サービスの利用を停止することがあります。

(1) 契約者が料金の支払債務またはその他の債務を履行しないとき。

(2) 契約者が、次の各細目に例示するような、当社として望ましくないと判断するコンテンツを発信していることが明らかになったとき。

① 当社または第三者の名誉、信用、プライバシー、肖像権、商標権、著作権、その他権利を侵害している、またはそのおそれがあると当社が判断するもの。

② 犯罪行為そのもの、または犯罪を誘発する可能性があるものと当社が判断するもの。

③ 「風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律」に規定される映像送信型性風俗特殊営業、またはこれに類似していると当社が判断するもの。

④ 「児童買春・児童ポルノ禁止法」に抵触するコンテンツと当社が判断するもの。

⑤ 本規約の適用を受けないサーバーに存在する前各細目に該当するコンテンツに対するリンク。

⑥ コンテンツの提供にあたり、関係法令に基づき所轄官公庁より許認可の取得が必須であるにもかかわらず、それを得ていない、または得ていることを証する表示が欠如しているもの。

⑦ その他の社会通念、公序良俗の観点から当社が不相当と判断するもの。

(3) コンテンツに関して正当な権利を保持していると公に認められた第三者から契約者に対する本サービス提供の停止の申し出があったとき。

(4) 契約者の本サービスの利用が、技術的に本サービス設備に極端に高い負荷を与えること、またはセキュリティ上の重大なリスクを生じさせることが判明したとき。

(5) 契約者が FortiGate 自体の利用停止を受けたとき、またはそれに相当する措置を受けたとき。

(6) Fortinet 社が定める利用停止事由に該当するとき。

<<https://www.fortinet.com/content/dam/fortinet/assets/legal/EULA.pdf>>

(7) 公的機関より関係法令に則った要請がなされたとき。

(8) その他、現状の契約者の利用を望ましくないとして当社が判断したとき。

## 第 6 章 不可抗力および免責、責任の制限

## 第 19 条（不可抗力）

台風、暴風雨、洪水などの天災地変や戦争、暴動、内乱、市民騒擾、ストライキ、テロなど、当社の責めに帰さない事由によって、利用契約の履行が困難となった場合、当社は本サービスの提供を免責されるものとします。

## 第 20 条（責任の制限など）

本サービスの各機能は、提供時点において当社が提供可能なものとします。なお、本サービスが契約者の特定の目的に適合すること、期待する機能を有すること、期待する成果を実現すること、第三者の権利を侵害しないこと、不具合を起こさないことおよび利用結果を含めて、当社は、契約者に対して、本サービスに関する何等の保証をしないものとします。

- 2 当社は、本サービスにおいて契約者からの問い合わせを遅滞なく受け付けることを保証しないものとします。
- 3 当社は、本サービスの提供をもって、契約者の問題・課題などの特定、解決方法の策定、解決または解決方法の説明を保証しないものとします。
- 4 当社は、当社の説明に基づいて、契約者または利用者が実施した作業もしくは契約者からの依頼により当社が代行で実施した作業の内容および結果について、その完全性、可用性、正確性、有用性または適法性につき、保証しないものとします。
- 5 契約者は、Fortinet 社（Fortinet 社の関連会社を含みます。）の故意または過失が当社の故意または過失にならないことを認識し、同意するものとします。
- 6 当社は、契約者が本サービスを利用することにより得たプログラム、ログ、アラート通知およびその他の情報（セキュリティインシデント発生の判定を含みます。）につき、その完全性、可用性、正確性、有用性または適法性につき、保証しないものとします。
- 7 当社は、契約者による本サービスの利用にあたり、第三者からの攻撃・妨害・妨害通信など（DDoS 攻撃、ハッキング、ランサムウェア、ウィルスおよびその他の不正アクセスなどを含みます）による損害につき、回避、防御、対策の実施およびこれらの効果、効用（脅威・攻撃を完全に防止することを含みます。）を保証するものではなく、一切の責任を負わないものとします。
- 8 本サービスの全部または一部を構成するソフトウェアの脆弱性が発見され、またはアップデートを要する場合は、本サービスの性能不良に該当しないものとします。
- 9 前項の場合、当社は、当社にて当該ソフトウェアを管理するサービス品目における当該ソフトウェアの脆弱性について、その解決、アップデートの実施にあたり、当社は契約者に対して一切の責任を負わないものとします。また、契約者は、契約者にて当該ソフトウェアを管理するサービス品目における当該ソフトウェアの脆弱性について、その有無の確認、解決、アップデートを自らの判断に基づく責任と費用において実施するものとし、当社は契約者に対して一切の責任を負わないものとします。

## 第 21 条（賠償額および範囲の制限）

当社の故意または重大な過失により、契約者が本サービスの利用に関して損害を被ったと当社が認めた場合に限り、当社は、契約者の当該月の利用料金を上限として、請求額の減額に応じることに

より、当該損害を賠償するものとします。

- 2 当該損害があったときから30日以内に契約者からの申し出があった場合に限り、前項に定める減額について、契約者が本サービスの利用に関して損害を被ったと当社が認めた月の翌々月の利用料金を減額するものとします。

## 第22条（免責）

契約者が、本サービスの利用（利用ができなかったことを含みます。）に関連して、物理的・経済的などその形態を問わず損害を受けることがあっても、第21条（賠償額および範囲の制限）に定める責任以外は、当社は一切の賠償の責を負わないものとします。

- 2 当社は、契約者の本サービスの利用に伴い、契約者、利用者または第三者のプログラムやデータの消失もしくは破損などが生じた場合であっても、その理由の如何を問わず、一切の責任を負わないものとします。
- 3 当社は、当社の説明に基づいて、契約者または利用者が実施した作業もしくは契約者からの依頼により当社が代行で実施した作業に伴い生じた契約者の損害について、一切の責任を負わないものとします。ただし、当社の故意または重大な過失である場合は、この限りではありません。
- 4 当社は、当社の説明に基づいて、契約者または利用者が実施した作業もしくは契約者からの依頼により当社が代行で実施した作業に関連して、契約者のIDなどで実行された操作は、契約者による操作であるとみなし、これに伴い生じる契約者の損害について、一切の責任を負わないものとします。ただし、当社の故意または重大な過失である場合は、この限りではありません。
- 5 契約者または利用者が自らの判断により、自らが実施した作業もしくは契約者から当社への依頼により当社が代行で実施した作業に伴い生じた契約者の損害について、当社は、一切の責任を負わないものとします。ただし、当社の故意または重大な過失である場合は、この限りではありません。
- 6 当社は、善良なる管理者の注意義務を持って本サービスを提供しますが、契約者または本サービスの他契約者の責に帰すべき事由（誤操作、環境設定や運用の不備および本サービスの仕様外の利用などを含みます。）に伴い生じる契約者の損害について、一切の責任を負わないものとします。

## 第23条（第三者との紛争）

契約者は、本サービスの利用にあたり第三者の権利を侵害しないよう必要な措置を講じることとしますが、それにもかかわらず第三者との間で紛争が生じた場合、当社の責に帰する場合を除き、当社は一切の責任を負わないものとします。

## 第7章 料金

### 第24条（料金の支払義務）

契約者は、本サービスの利用料金として、別途当社の定める金額（消費税相当額を含みます。）を当社が定める方法により、当社が指定する期日までに、当社に支払う義務を負います。なお、振込手数料は契約者の負担とします。

## 第 25 条（利用停止中の料金の取り扱い）

当社は、第 18 条（利用停止）による本サービスの停止期間においても、契約者と当社の利用契約が継続する間は、当該本サービスの提供があるものとみなして料金を算出し、契約者はこれを当社に支払うものとします。

## 第 26 条（割増金）

契約者は、本サービスの利用料金またはその他の費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額の他、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として当社に支払うものとします。

## 第 27 条（遅延損害金）

契約者は、利用契約に基づく金銭支払債務について、支払期日を経過してもなお履行しない場合は、支払期日の翌日から起算して実際の支払いの日の前日までの期間について、年 14.5% の割合（日割りの場合の年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。）で算出した金額を遅延損害金として当社に支払うものとします。

2 前項の支払いに必要な振込手数料およびその他の費用は、全て契約者の負担とします。

## 第 8 章 利用契約の解約

### 第 28 条（契約者による利用契約の解約）

契約者は、利用契約の全てまたは一部の解約を希望する場合は、解約を希望する月の 1 カ月前までに当社所定の書面にて通知することにより、当該希望日をもって利用契約を解約できるものとします。ただし、この場合でも第 11 条（最低利用期間）の適用を免れることはできないものとします。

### 第 29 条（当社による利用契約の解除）

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合は、何等の通知催告を要することなく直ちに利用契約の全部または一部を解除することができるものとします。

- （1）契約者および利用者またはその代理もしくは媒介する者が暴力団（暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下、「暴対法」といいます。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいいます。）、暴力団員（暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいいます。）、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団など、その他これらに準じる者およびこれらの者と密接な関わりを有する者であることが判明したとき。
- （2）自らまたは反社会的勢力を利用して、当社に対して詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いたとき。
- （3）第 10 条（利用契約を承諾しない場合）各号に該当することが利用契約の成立後に判明した場

合、または、利用契約の成立後に第 11 条（最低利用期間）に定める事象が生じた場合。

(4) 第 18 条（利用停止）に定める事由に該当した契約者が、当社から相当期間の猶予を設けて是正を求められたにもかかわらず、当該期間内になおその事実を解消しないとき。

(5) その他、本規約に定める事項に違反し、当社から相当期間の猶予を設けて是正を求められたにもかかわらず、当該期間内に当該違反を治癒しないとき。

- 2 契約者または利用者が前項各号に該当したことにより当社が損害を被った場合、利用契約の解除の有無にかかわらず、当社は、契約者に対して、被った損害の賠償を請求することができるものとします。
- 3 本サービスの利用がなくなったとき、当社は利用契約を解除するものとします。
- 4 本条に基づく利用契約の解除により契約者に損害が生じた場合でも、当社は、如何なる責任も負わないものとします。

### 第 30 条（利用契約終了後の措置など）

解約、解除またはその他の事由により利用契約が終了した後、当社は、本サービスの利用により契約者によって本サービス設備に格納されたデータの全てを当社が事前に通知することなく消去できるものとします。

- 2 解約、解除またはその他の事由により利用契約が終了した後、契約者は、本サービスにおいて当社より提供されたソフトウェア（複製物や付属するマニュアルなどの文書およびその他の印刷物を含みます。）の全てを当社に返却または廃棄するものとします。

## 第 9 章 データなどの取り扱い

### 第 31 条（データなどの取り扱い）

本サービスにおいて契約者に提供される本サービス設備のデータなどが、契約者または利用者の利用により滅失、毀損、漏洩、改竄またはその他の本来想定されたものとは異なる形態で使用されたことにより契約者に損害が発生したとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。

### 第 32 条（終了時のデータなど）

当社は、理由の如何を問わず利用契約が終了した場合は、本サービスで契約者に提供された本サービス設備のデータなどの損失、損害などに対して一切の責任を負わないものとします。

## 第 10 章 契約情報の取り扱いなど

### 第 33 条（個人情報、履歴情報など）

当社は、契約者が当社に届け出た情報（個人情報を含み、以下、同じとします。）および履歴情報を善良なる管理者としての注意を払って管理します。

- 2 当社は、前項に定める情報および履歴情報を、本サービスを提供する目的の他に、次の各号に定める目的に利用します。
- (1) 本サービスの追加もしくは変更の案内、または緊急連絡の目的で、電子メールもしくは郵便などで通知すること、電話などにより連絡すること、または契約者もしくは利用者がアクセスした本サービスの当社ホームページ・ポータルサイトその他の利用者の情報端末機器の画面に表示すること。
  - (2) 当社または当社の提携先など第三者の提供するサービスや商品に関する広告宣伝またはその他の案内を、電子メールもしくは郵便などで通知すること、電話などにより連絡すること、または契約者もしくは利用者がアクセスした本サービスの当社ホームページ・ポータルサイトその他の利用者の情報端末機器の画面に表示すること。
  - (3) 本サービスに関する利用動向を把握する目的で、契約者または利用者の情報の統計分析を行い、個々の契約者または利用者を識別できない形式に加工して、利用または提供すること。
  - (4) 法的な義務を伴う開示要求へ対応すること。
  - (5) 契約者から事前に同意を得たこと。
  - (6) その他、当社のプライバシーポリシー<<https://optage.co.jp/info/privacy/>>に定めること。
- 3 当社は、前項に定める情報および履歴情報をソフトウェア、OS の提供元および開発元へ送付することがあります。なお、ソフトウェア、OS の提供元および開発元は、受け取った個人情報については、本サービスを提供する目的のためだけに利用します。

#### **第 34 条（秘密の保持）**

契約者および当社は、本サービスの利用で知り得たあらゆる情報を、第三者（第 33 条（個人情報、履歴情報など）に該当する場合を除きます。）に漏らさないこととします。ただし、関係法令に則って手続きを行った公的機関からの要求がある場合は、この限りではありません。

#### **第 35 条（利用契約終了後の秘密保持）**

契約者および当社は、利用契約が終了した後においても、本サービスの利用により知り得た情報を第三者に漏らさないものとします。

#### **第 36 条（情報の交換）**

契約者と当社の間で本サービスに関する情報を交換する場合は、紛失、漏洩、改竄の防止策を講じるものとします。なお、防止策を講じなかったために発生した事故については、当社の責に帰する場合を除き、当社は一切の責任を負わないものとします。

### **第 11 章 情報セキュリティ**

## 第 37 条 (情報セキュリティ)

当社は、次の各号に定める事項を実施することができるものとします。ただし、当社はこれらを実施する義務を負うものではなく、また、これらの実施により本サービスにおいて情報セキュリティに関する問題が発生しないことを保証しないものとします。

- (1) 当社が本サービスの提供のために設置した設備など（以下、「設備など」といいます。）に対して、または設備などを利用して不正侵入を試みる通信、設備などの破壊を試みる通信、および本サービスの利用不能などを試みる通信など（以下、これら総称して「攻撃的通信」といいます。）を検知するため、設備などに攻撃的通信を検知するためのシステム（以下、「検知システム」といいます。）を設置すること。
- (2) 検知システムを通じて、設備などに対して、または設備などを利用してなされる通信が攻撃的通信であるか否かを判断するために、設備などと外部との通信および設備などを介した通信の内容を確認すること。
- (3) 前各号を実施することにより得られた攻撃的通信の記録（以下、「データ」といいます。）の集計および分析を行い、統計資料（以下、「統計資料」といいます。）を作成すること。
- (4) 統計資料を次の各細分に定める目的のために利用および処理すること。
  - ① 本サービス、本サービスを提供するための当社の IT 環境および当社のサービスなど（本サービスに限りません。）の安全性の向上。
  - ② 情報セキュリティに関する研究、開発、改善。
  - ③ 情報セキュリティに関する啓発などのために、ユーザーおよびデータの脆弱性の程度を特定されないように匿名化を施した上で公表すること。
  - ④ ユーザーなどに対する情報セキュリティに関する助言。
  - ⑤ 情報セキュリティに関する新規サービスの開発および販売。

## 第 12 章 雑則

### 第 38 条 (問い合わせ)

本サービスに関する問い合わせ窓口、その営業日および営業時間帯については、当社にて別途定めるものとします。

- 2 当社は、契約者からの問い合わせに対してのみ回答するものとします。ただし、1 カ月以上前の事象に関する問い合わせについて、または問い合わせの内容によっては、回答できない場合があることを契約者はあらかじめ承諾するものとします。

### 第 39 条 (知的財産権)

当社が契約者に提供する本サービスおよびその他の各種情報に関する著作権などを含む一切の知的財産権は、当社または当社に対してこれらの情報などを提供した第三者に帰属するものとします。

#### 第 40 条（権利譲渡の禁止）

契約者は、本規約に基づき本サービスの提供を受ける権利について、譲渡および質権などの設定などを行わないものとします。

#### 第 41 条（地位の継承）

契約者は企業の合併、分割など、関係法令に基づく手続きにより契約者の地位の継承が発生した場合は、当社所定の書面により当社まで速やかに申し出るものとします。

#### 第 42 条（再委託の可能性の保留）

本サービスの提供にあたり、当社は業務の一部を第三者に委託することができるものとします。

#### 第 43 条（責任）

当社は、契約者がその故意または過失により当社に損害を被らせた場合は、利用契約期間および利用契約の終了後にかかわらず、契約者に当該損害の賠償を請求することがあります。

#### 第 44 条（準拠法）

本規約の成立、効力、解釈および履行については、日本国法に準拠するものとします。

#### 第 45 条（合意管轄）

契約者と当社の間で本サービスの利用に関して紛争が生じた場合は、大阪地方裁判所または大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以 上

#### [附則]

本規約は、2026 年 6 月 1 日より効力を有するものとします。